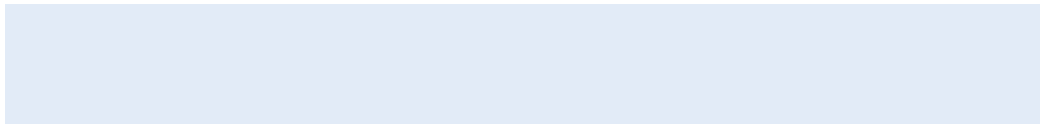


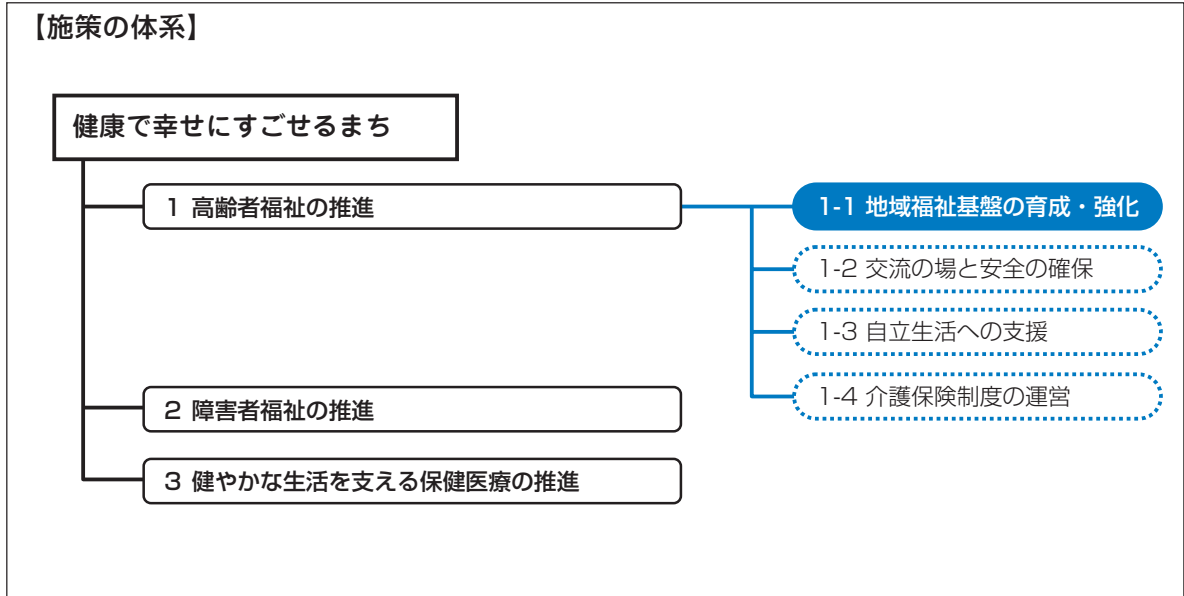
基本目標

健康で幸せにすごせるまち

基本的な施策

- 高齢者福祉の推進
- 障害者福祉の推進
- 健やかな生活を支える保健医療の推進





現状と課題

だれもが安心して地域で暮らせるまちを実現するためには、市民、地域で活動するさまざまな団体との協働*を進めながら、支援を必要とする市民のニーズにあった福祉サービスを選択することができる仕組みづくりを推進していくことが必要です。

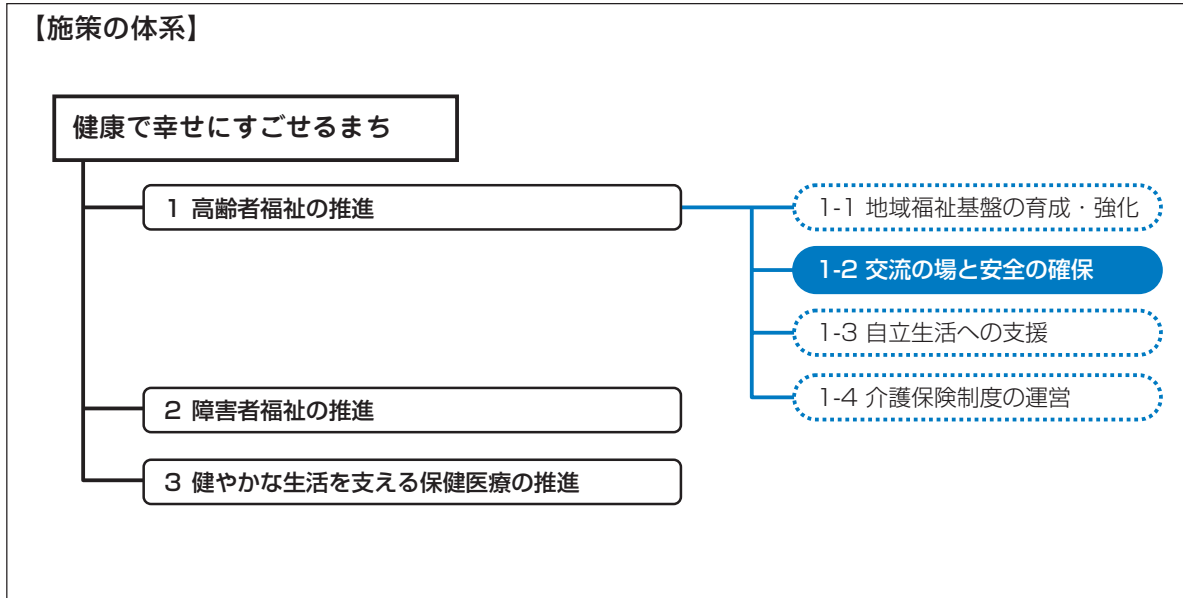
また、協働を基本とした地域福祉の実現には、市民相互の支えあいが不可欠です。そのため、市民、地域、さまざまな福祉活動に取り組む団体が、地域福祉への意識を醸成することが求められます。さらに、社会福祉協議会*の事業を活用し、ボランティア活動*への参画のきっかけづくりや、活動を継続しやすい環境づくりにより、地域福祉活動を支える人材の育成や、活動基盤の安定を図ることが重要です。

基本的な方向性

- 市民だれもが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、地域福祉計画を着実に推進し、総合的な福祉サービスの支援を行います。
- ボランティア活動*の活性化を図るとともに、民生委員・児童委員*、社会福祉団体、NPO*との連携、ネットワークを深めるための活動を支援します。
- 支援を必要とする市民のニーズにあった福祉サービスの提供、地域福祉活動を支える人材の育成や確保などの支援に努めます。
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の非常時サポート体制の整備を支援します。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）	平成17年度～平成26年度
第4期東久留米市老人福祉計画・介護保険事業計画	平成12年度～平成32年度



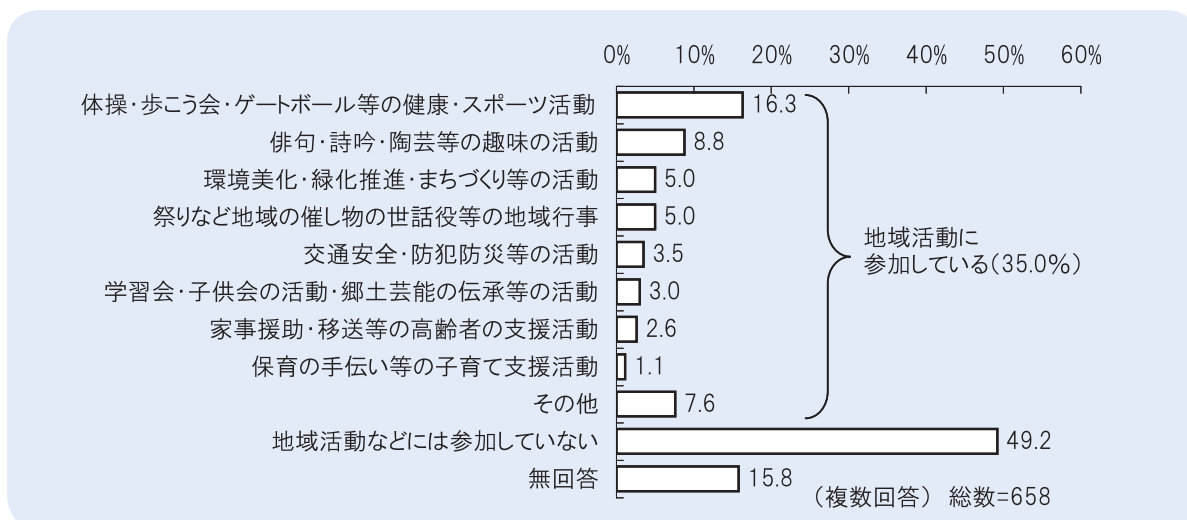
現状と課題

地域の社会構造が大きく変化するなか、いつまでも住み慣れた地域で、自分らしく、いきいきと安心して暮らせる社会を構築するために、超高齢社会*の課題に対処できる地域のあり方について考えていく必要があります。

これからの地域は、若い世代を中心とする生産年齢層が高齢者を支えるという従来の発想に加えて、高齢者同士の横の支えあいや、次世代育成に寄与する世代間交流による支えあいなどの多様な発想が必要です。例えば、高齢者が子育て支援や通学路の安全確保など、多くの分野に活動の場を広げ、幅広く活躍することにより、世代を超えた幅広い交流が生まれます。高齢者自らも地域に何らかのつながりや関係をつくることによって、主体的に社会参加の機会を増やしていくことが求められます。これには、地域に顔なじみの関係を築いていくことによって、孤立を防止するという重要な意味があります。

また、高齢者だけではなく、障害者や児童など、市民だれもが安全で利用しやすい都市環境や生活環境を形成していくことも大切です。特に、ひとり暮らし高齢者や特定の疾患を抱えた人などの日常生活における「もしも…」に備えた安全確保や安否確認のための取り組みが求められます。

地域活動の参加状況（アンケート調査結果）



資料：『第4期東久留米市老人福祉計画・介護保険事業計画』

基本的な方向性

- 高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、活動の機会や場の創出、交流・ネットワークづくりを支援します。
- 高齢者の経験や知識を生かせるよう、発表やボランティアの機会などを提供するとともに、老人クラブなどの活性化を支援します。
- 高齢者だけでなく、障害者や児童など、市民だれもが安全で利用しやすいまちを実現するため、公共施設などのバリアフリー化*の推進を図ります。
- ひとり暮らし高齢者や持病のある高齢者世帯の不安解消、緊急時の援助体制の確保と安否確認を目的とした事業の推進に努めます。

関連する個別計画等

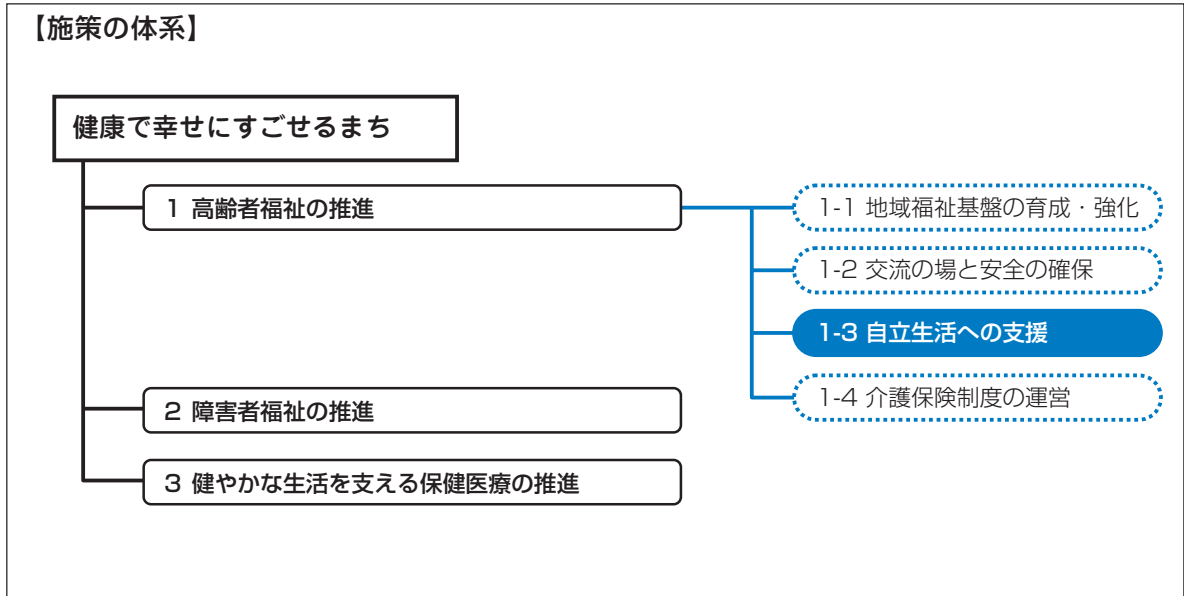
計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）	平成17年度～平成26年度
第4期東久留米市老人福祉計画・介護保険事業計画	平成21年度～平成23年度

基本的な施策

高齢者福祉の推進

基本的な事業

自立生活への支援

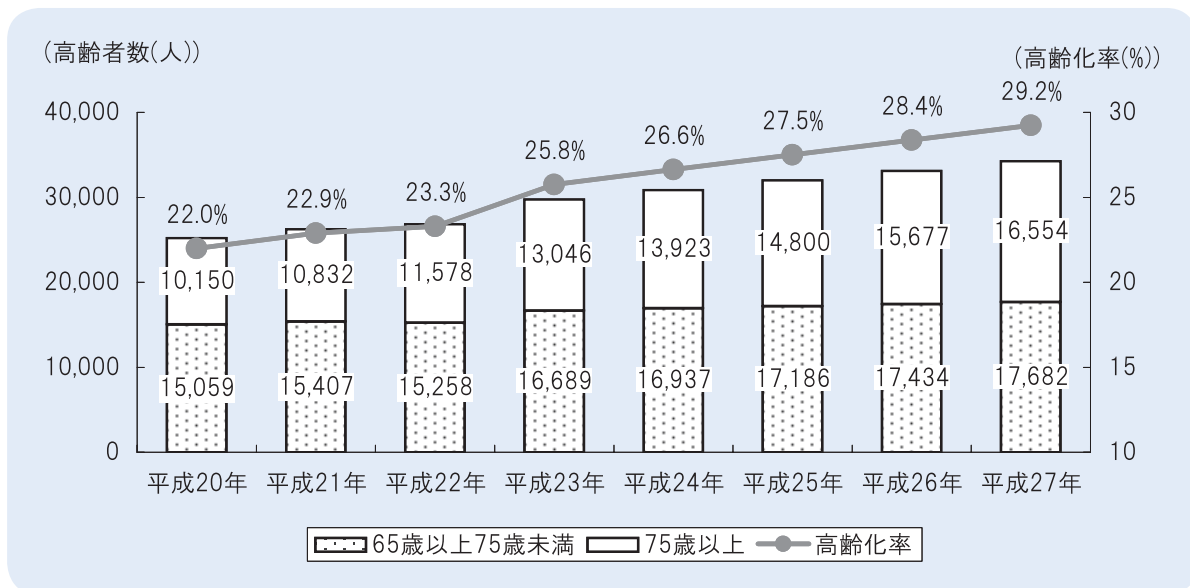


現状と課題

本市は平成19年に高齢化率21%を超え、本格的な超高齢社会^{*}に移行しており、多摩26市のなかでも高齢化率が高いまちとなっています。また、本市に在住する高齢者のなかで、介護を必要とする状態になる可能性が高い、75歳以上の高齢者の占める割合が高くなってきており、要介護認定者^{*}は今後とも増加してくことが想定されます。高齢化の進展に対応するためには、適切で効果的なサービス量の確保と提供をさらに充実させるとともに、在宅サービス^{*}などの担い手の資質向上などの取り組みへの支援を継続していく必要があります。

高齢者が、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域でいつまでも暮らすには、介護保険制度の適切な利用とともに、介護保険制度を補完する仕組みにより在宅生活を支援する必要があります。また、介護が必要な状態でなくとも、虚弱などにより何らかの支援が必要な高齢者についても、在宅生活を支援することが求められます。

高齢化率の推移



資料：平成20年～22年：住民基本台帳（各年10月1日現在）
平成23年～27年（推計人口）：『第4次長期総合計画基礎調査報告書』

基本的な方向性

- ・高齢者のニーズやその家族の状況に応じたサービスを充実します。
- ・在宅サービス※などの質の向上のため、ケアマネジャー※やホームヘルパー※などの介護サービスの担い手の資質向上などを支援します。
- ・待機者の増加を踏まえ、市内に介護老人福祉施設※などを誘導することで、施設介護の充実をめざします。

関連する個別計画等

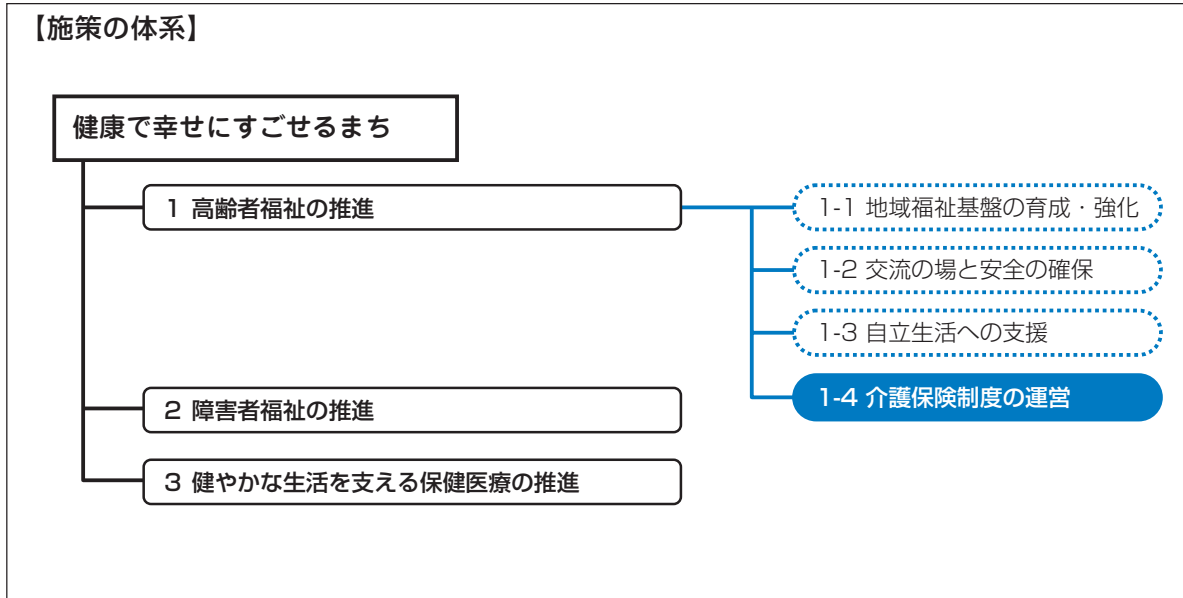
計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）	平成17年度～平成26年度
第4期東久留米市老人福祉計画・介護保険事業計画	平成21年度～平成23年度

予定計画事業

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
施設介護の充実		介護老人福祉施設などの誘導			

高齢者福祉の推進

介護保険制度の運営



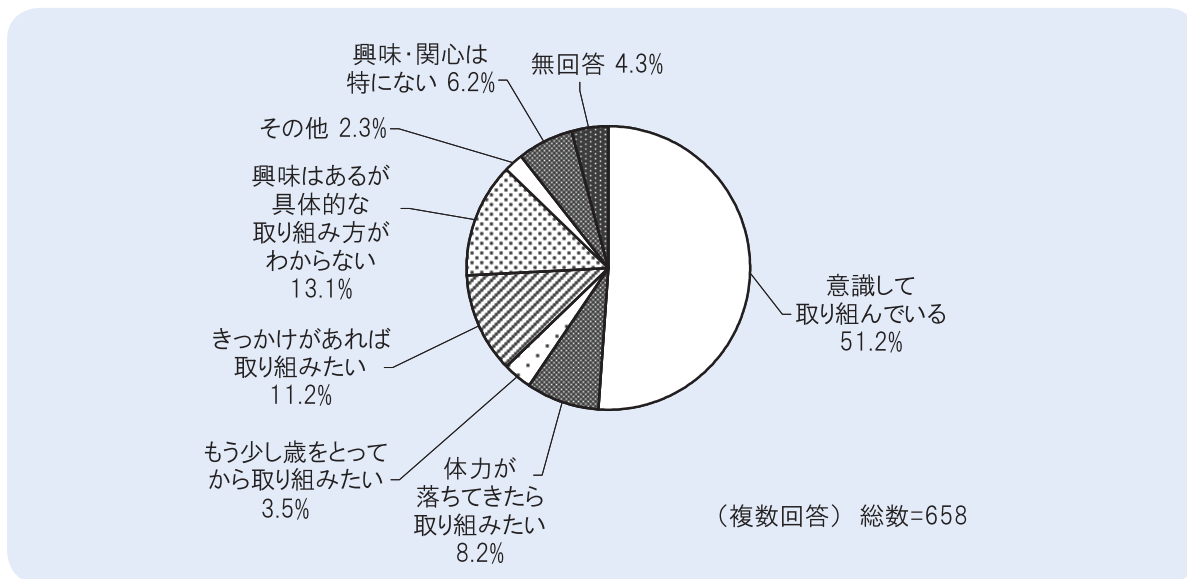
現状と課題

高齢化の進展にともない、介護サービスの利用が増加し、介護給付費*も増大することが見込まれます。必要とされる介護サービスが適正に提供されるよう、市は保険者として介護保険制度の安定的な運営を図る必要があります。

本市では、多摩26市のなかでも介護保険の認定率が比較的低くなっています。高齢化率は毎年上がっていますが、認定率の低さは維持されていることから、高齢者自身の介護予防に関する意識の高さが一定の効果をあげているものと考えられます。今後もこの状態を維持するためには、引き続き、介護予防への取り組みを推進していく必要があります。

さらに、高齢者一人ひとりが、介護を必要とする状態になっても、住み慣れた自宅や地域で住み続けられるよう、地域包括ケア体制*を充実していくことが求められます。

介護予防に対する意識（アンケート調査結果）



資料：『第4期東久留米市老人福祉計画・介護保険事業計画』

基本的な方向性

- ・利用者が必要とする介護サービスが適正に提供されるとともに、介護予防事業の普及・推進などによる介護予防の取り組みの充実を図ります。
- ・高齢者の見守りや相談体制、地域のネットワークの充実などのため、地域包括支援センター[※]を中心に地域包括ケア体制[※]の強化を図ります。
- ・介護給付費[※]の増大が進むなか、円滑で安定的な介護サービスの提供と健全な財政基盤の確保のため、必要なサービス（質と量）の提供及び給付の適正化を推進します。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）	平成17年度～平成26年度
第4期東久留米市老人福祉計画・介護保険事業計画	平成21年度～平成23年度

予定計画事業

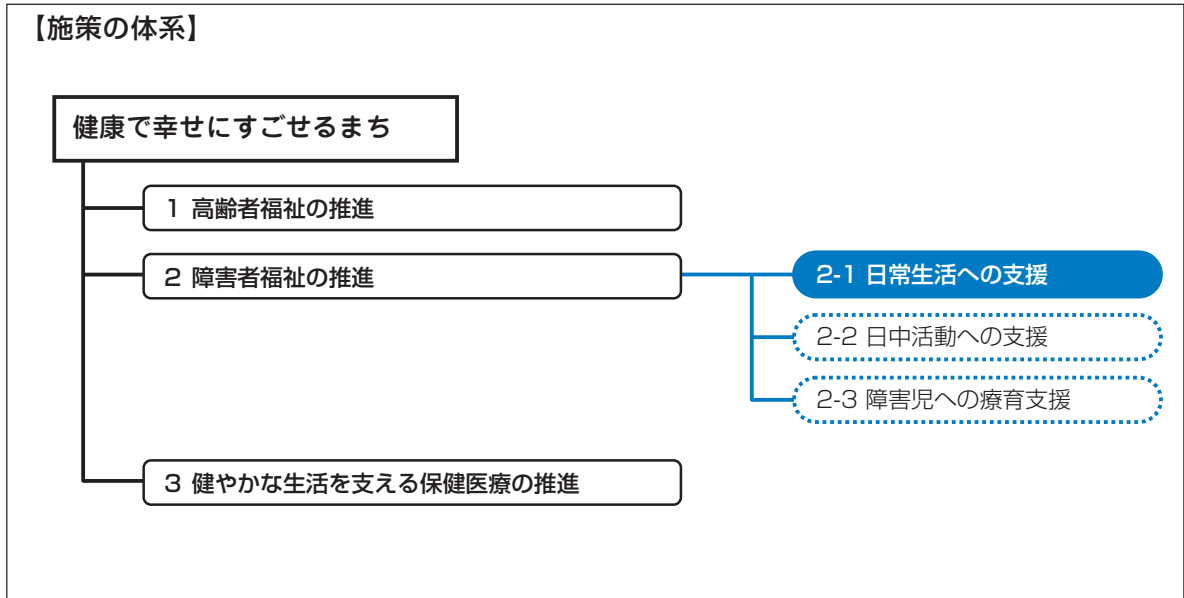
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地域包括ケア体制の強化	検討				

基本的な施策

障害者福祉の推進

基本的な事業

日常生活への支援



現状と課題

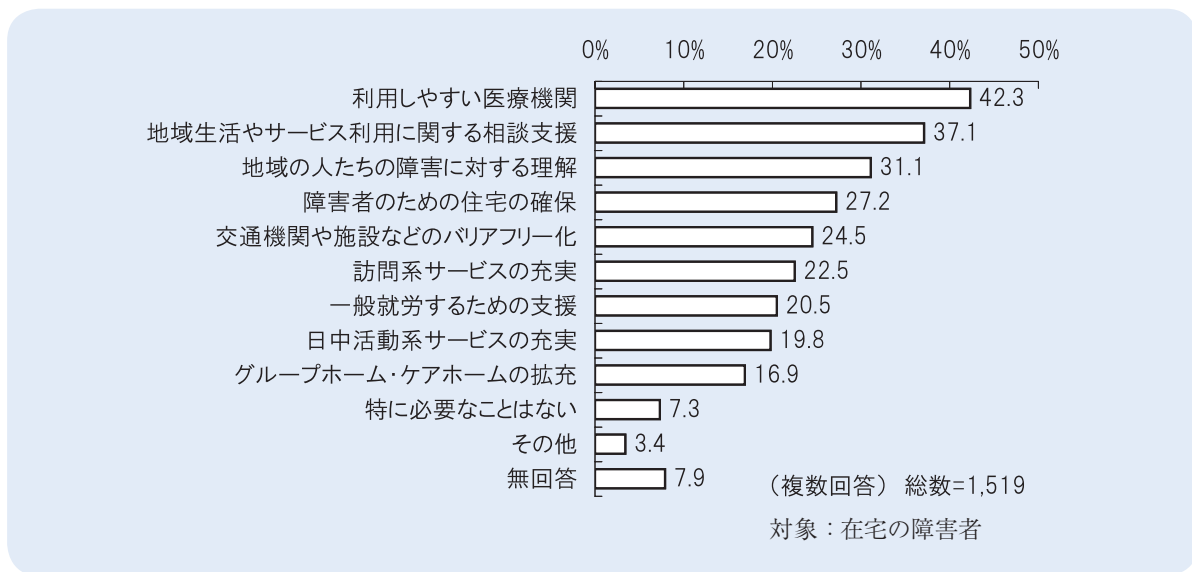
本市は、障害の有無にかかわらず、すべての人が、相互に人格と個性を尊重しあい、安心して暮らすことができるまちの実現をめざし、ノーマライゼーション*の推進に努めています。

障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、生活に必要な福祉サービスの提供や、家族の支援などの充実、バリアフリー*の推進が求められます。

また、地域での生活を安心して送れるよう、利用者の視点からさまざまな情報を提供し、身近な地域で相談や支援に応じられる体制を充実させるとともに、年金や手当などのさまざまな制度の活用と、負担の大きい医療費については、心身障害者医療費助成や自立支援医療の助成など、経済的な負担を軽減するよう支援していく必要があります。

一方、国では現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向けた検討が行われており、施行が予定されている平成25年8月に合わせ、必要な措置を講じることが求められます。

地域生活に必要なこと（アンケート調査結果）



資料：『第2期東久留米市障害福祉計画』

基本的な方向性

- ・ノーマライゼーション*の考え方を普及・啓発し、障害に対する市民の認識と理解を高めます。
- ・すべての障害者が地域で安心して暮らせるよう、地域生活を支援するためのサービスや施設などでの一時的な生活支援、住まいのバリアフリー化*に対する支援などを充実するとともに、相談支援や地域社会との交流、関係機関・団体の連携、協力体制の強化など、障害者を地域で支える仕組みを充実します。
- ・障害者の日常生活を豊かにするため、日常生活用具、補装具の給付などを行い、利便性の向上を図ります。
- ・各種手当や心身障害者医療費助成、自立支援医療の助成などを通じ、経済的な負担を軽減するよう支援します。
- ・予定されている法に基づく制度改正が行われた場合には、速やかに課題を整理し、施策・事業の再構築はもとより、円滑な実施を図ります。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）	平成17年度～平成26年度
第2期東久留米市障害福祉計画	平成21年度～平成23年度

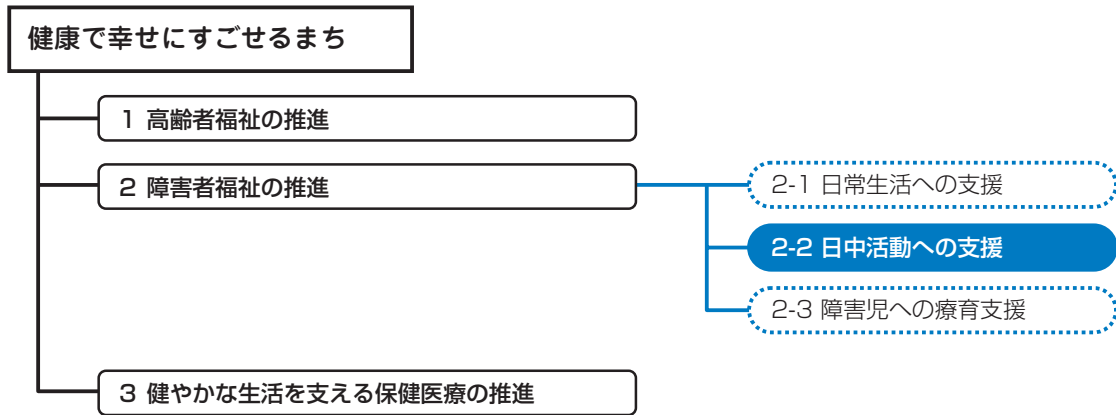
基本的な施策

障害者福祉の推進

基本的な事業

日中活動への支援

【施策の体系】



現状と課題

障害者が地域でいきいきと生活していくためには、それぞれの意欲や能力に応じた活動や就労などを通じた社会参加が必要です。

障害者の就労機会の拡大と促進には、就労の準備から定着までの総合的な支援が求められます。さらに、障害者雇用についての啓発活動や情報提供を行い、障害者を雇用する事業者への支援を拡充することも求められます。

一般企業への就労が難しい障害者には、生産活動を通じた知識・技術の向上のための訓練（福祉的就労）の場などの日中活動の場を充実させることが必要です。

また、障害者の社会参加の実現には、地域における余暇活動への支援も重要です。

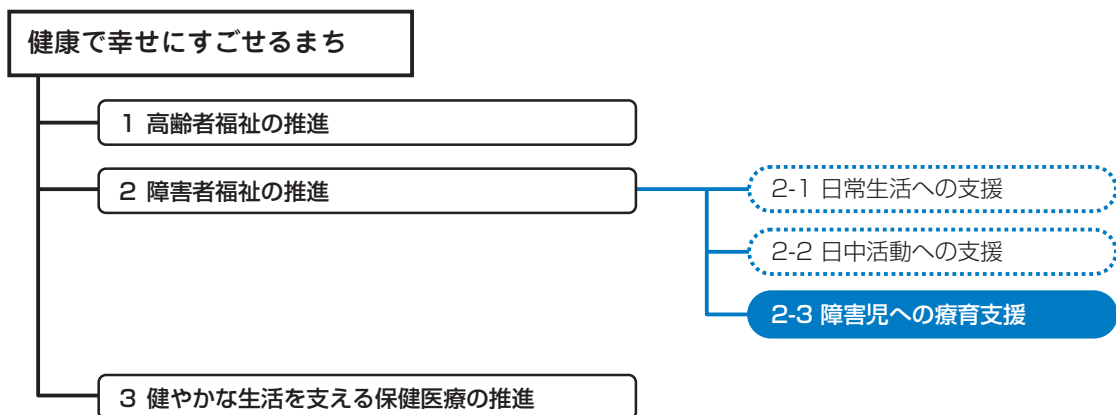
基本的な方向性

- 障害者が地域活動などに参加できるよう、関係機関や地域住民との連携、活動への支援を強化します。
- 障害者の自立のため、作業所などの日中活動を支援するとともに、障害者地域自立生活支援センター*（さいわい福祉センター）と精神障害者地域生活支援センター*「めるくまーる」の充実に努めます。
- 平成22年9月に開設した障害者就労支援室*「さいわい」、「あおぞら」を中核的施設として障害者の就労を総合的に支援します。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）	平成17年度～平成26年度
第2期東久留米市障害福祉計画	平成21年度～平成23年度

【施策の体系】



現状と課題

障害児がその能力を最大限発揮して、有意義に社会的活動に参加できるようにするために、療育や教育の仕組みと取り組みが重要です。また、環境を整えることや周りの人々の援助が必要です。

特に、早期発見・早期療育が重要で、発見・療育のそれぞれのスキルとシステムが充実していること、発見から療育へとつなげる連携が確立されていることが求められます。

また、障害児を持つ家庭へのサポートも重要です。小学校就学後も保護者が不安をかかえているケースが多く、不安の解消や問題などの解決のために、親同士の交流の場の確保や相談などのシステムを充実させることが必要です。

わかくさ学園



基本的な方向性

- わかくさ学園での療育や相談を通じて、障害児の社会参加促進を支援します。
- わかくさ学園の保護者会などを充実させ、障害児を持つ家庭や保護者同士がお互いに情報交換や相談などができるための交流づくりを支援します。
- 障害児を持つ保護者に対して、保護者会や面談などを実施し、障害に対する理解を深め、子育てに関する助言などのサポートの充実を図ります。

関連する個別計画等

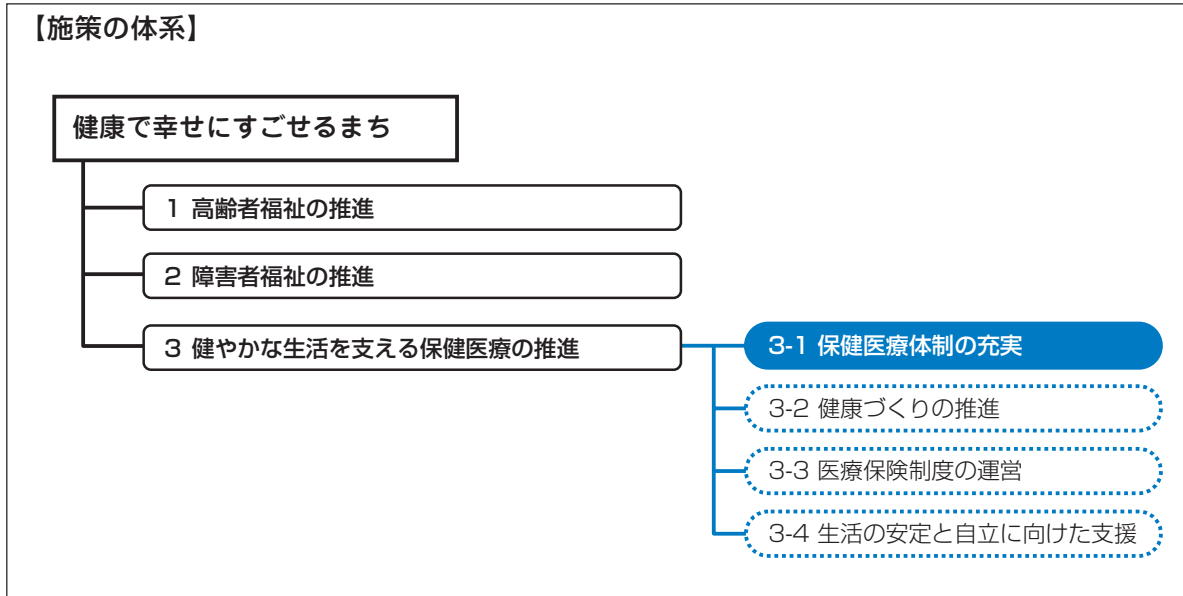
計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）	平成17年度～平成26年度
第2期東久留米市障害福祉計画	平成21年度～平成23年度

基本的な施策

健やかな生活を支える保健医療の推進

基本的な事業

保健医療体制の充実



現状と課題

社会環境や生活環境の変化、高齢化の進展などを背景として、市民の医療ニーズが増大、多様化しており、総合的な医療が受けられる病院や身近な医療機関に対する市民の関心が高まっています。

本市は、医療資源の地域的単位を決める東京都における二次保健医療圏^{*}のなかでは北多摩北部保健医療圏^{*}に属しています。この圏域の医療資源は一定の水準にありますが、清瀬市に一般病院が偏在し、本市には医療施設が少ないなど圏域内での偏りがあります。二次保健医療圏の枠組みのなかでは市内に新たな総合病院を立地させることは困難であるため、かかりつけ医を中心とした初期医療を基盤とし、圏域内において二次、三次の医療機能を分担する医療体制が整備されています。

また、本市が果たすべき役割として、休日診療・準夜間診療を整備し、併せて近隣自治体とともに平日準夜間小児初期救急医療を地域医師会の協力により、北多摩北部保健医療圏の医療機関で実施しています。

一方、地域医療の充実のためには、医師会や医療機関との連携による医療体制を整えておく必要があります。そして、高度医療や救急医療を支える広域の医療体制の充実にあたっては、東京都及び北多摩北部保健医療圏の二次、三次医療を担う医療機関の連携強化が求められます。

公立昭和病院



医療施設の状況

二次保健医療圏名	保健所名	市町村	病院			一般診療所	歯科診療所	10,000人当たり	
			精神病院	一般病院	一般診療所			歯科診療所	
東京都（島部を含む）			650	54	596	12,641	10,551	10.10	8.43
区部			424	15	409	9,624	8,300	11.39	9.82
多摩地域			225	39	186	2,997	2,237	7.42	5.54
北多摩北部	多摩小平保健所	小平市	9	1	8	130	98	7.25	5.47
		東村山市	11	3	8	93	65	6.28	4.39
		清瀬市	15	2	13	42	34	5.80	4.69
		東久留米市	3	1	2	65	59	5.67	5.14
		西東京市	5	1	4	137	119	7.20	6.25

資料：東京都福祉保健局ホームページ「東京都の医療施設」（平成19年10月1日）
人口：住民基本台帳（平成21年1月1日）

基本的な方向性

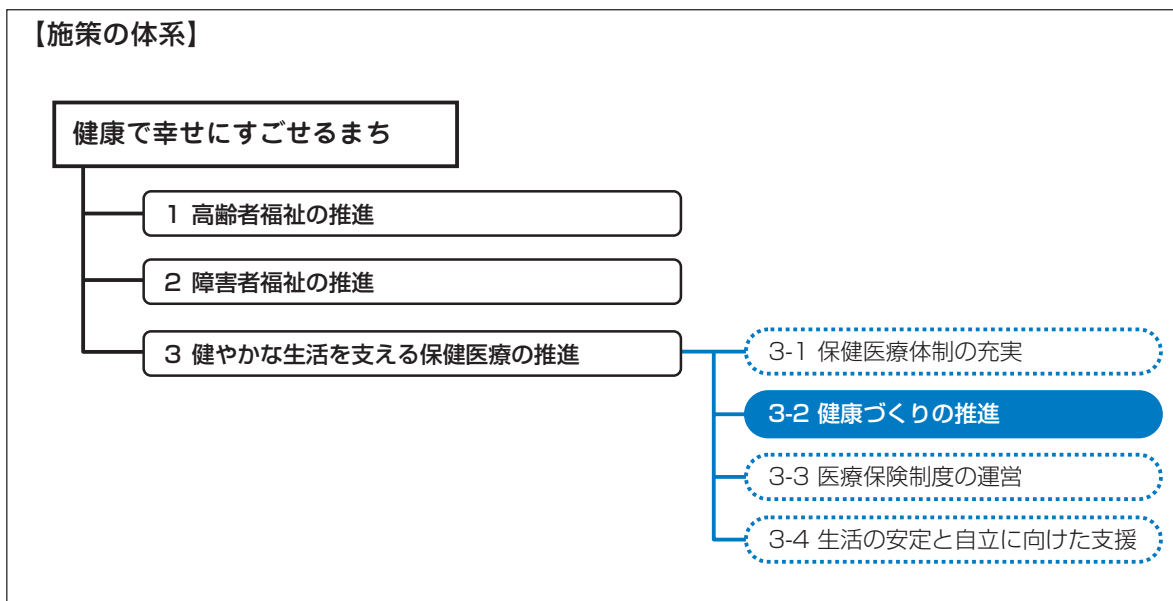
- 市民が身近な地域で必要な医療を受けるための情報提供の充実に努めます。
- 医師会や医療機関との連携を強化し、身近な地域医療、夜間や緊急時対応の充実に努めるとともに、高度医療や救急医療などを支える医療体制の強化・充実のため、保健医療圏の関係機関との連携強化を進めます。

基本的な施策

健やかな生活を支える保健医療の推進

基本的な事業

健康づくりの推進



現状と課題

高齢化、平均寿命の伸長、不適切な食生活、生活習慣の多様化などを背景に、生活習慣病*の患者数が全国的に増加しています。健康寿命*を延ばすためには、市民が自らの健康を自分で守るという意識を高めていくことが必要です。市民の健康づくりを支援し、健康な地域づくりに向けた個人が健康づくりに取り組みやすい環境の整備や、各種健康教育の充実が求められます。

健康づくりは、バランスの取れた食生活、適度な運動、十分な休養といった日常生活習慣が基本となります。健康づくりに適した生活習慣を身につけるためには、食育*の推進を含め、生活習慣の基礎が形成される小児期からの健康教育や、地域、家庭での継続的な働きかけが重要です。

また、病気になってからの治療だけではなく、生活習慣病の早期発見のための特定健診・保健指導などの各種健（検）診の充実や、健康増進のための保健事業を効果的に行うことが求められます。加えて、感染症の発生防止のために実施する予防接種について、市民の健康の質を高めるため、接種率向上及び特定健診・保健指導の受診率向上に向けた積極的な取り組みが必要となっています。

健康診査等受診状況

	基本健康診査	特定健診・ 後期高齢者健診	成人歯科検診	骨粗しょう症検診
平成 17 年度	12,306 人	- 人	578 人	182 人
平成 18 年度	14,127 人	- 人	682 人	155 人
平成 19 年度	15,028 人	- 人	817 人	151 人
平成 20 年度	- 人	16,590 人	1,053 人	156 人
平成 21 年度	- 人	16,689 人	696 人	94 人

資料：福祉保健部健康課

がん検診受診状況

	胃がん	子宮頸がん	乳がん	肺がん	大腸がん
平成 17 年度	1,002 人	1,478 人	898 人	604 人	1,341 人
平成 18 年度	1,074 人	1,281 人	913 人	708 人	1,428 人
平成 19 年度	1,091 人	1,784 人	1,271 人	559 人	1,050 人
平成 20 年度	1,033 人	1,236 人	1,055 人	847 人	1,728 人
平成 21 年度	1,366 人	1,987 人	2,370 人	672 人	1,242 人

※平成 21 年度より女性特有のがん検診（子宮頸がん・乳がん）開始
資料：『統計東久留米 平成 21 年版』

基本的な方向性

- すべての市民が心身ともに健康に生活できるよう、市民の健康への意識啓発や健康教育、情報提供、健康相談、正しい食生活の啓発などの充実を図るとともに、市民自ら行う健康づくりや活動を支援します。また、地域の健康づくり実践のための推進員の育成などを進め、地域の支えあい活動を支援します。
- 成人を対象にした生活習慣病*の早期発見、早期治療のため、特定健診・保健指導などの各種健（検）診などの充実を図るとともに、その受診率向上に努めます。
- 予防接種の実施について、医療機関などの関係者の協力のもと、保護者への理解をさらに求め、接種率の向上に努めます。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）	平成17年度～平成26年度
東久留米市健康増進計画 「わくわく健康プラン東くるめ」	平成18年度～平成27年度
東久留米市国民健康保険 特定健康診査・特定保健指導実施計画	平成20年度～平成24年度

予定計画事業

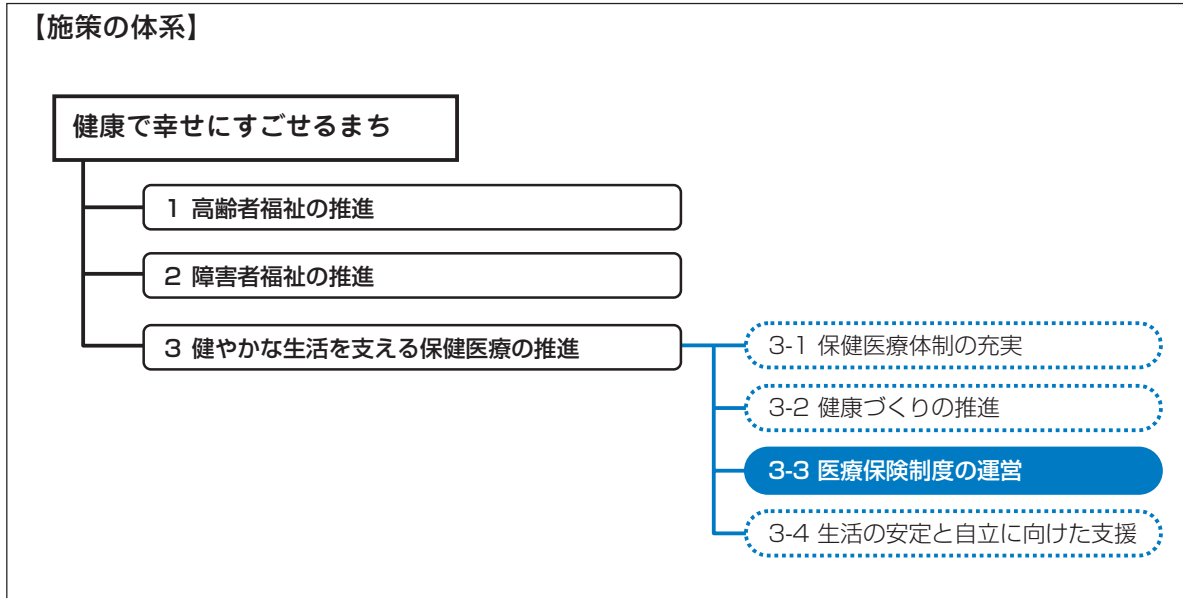
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
感染症発生防止の充実	子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種の公費助成				

基本的な施策

健康で幸せにすごせるまちを支える保健医療の推進

基本的な事業

医療保険制度の運営



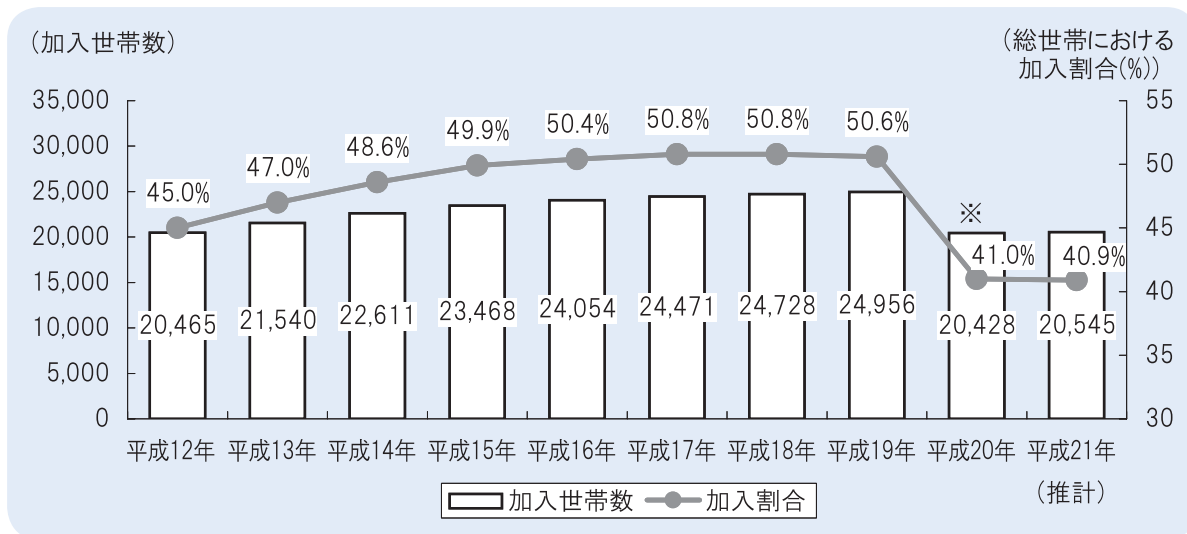
現状と課題

国民健康保険は、住民の健康の保持増進に大きく貢献し、国民皆保険制度の中核として、今日まで重要な役割を果たしてきました。これからもその役割を果たすために、被保険者への必要な保険給付を行うとともに、財源としての国民健康保険税の適正な賦課を行うなど、公平な事業運営が求められます。そのため、市民への保険制度の周知を図り、安心して保険制度を利用できる取り組みが必要です。

本市の被保険者1人あたりの医療費は、高齢化の進展、医療技術の高度化などを背景として増加し続けています。医療保険制度を将来にわたって維持していくため、疾病予防の強化や高齢者医療制度の改善、国民健康保険運営の広域化などの医療保険制度改革が進められており、国民健康保険を取り巻く環境は大きく変化しています。

しかしながら、国民健康保険における非正規労働者や高齢被保険者の増加、医療費の増加による一般会計^{*}からの多額な繰入金投入など、国民健康保険財政の構造的な問題は解決されていません。今後も、高齢化の進展による医療費の増加は続くと考えられることから、保険給付費の財源のあり方を含め、医療保険制度の安定的な運営が重要な課題となっています。

東久留米市国民健康保険（公営）加入状況



※平成20年度より後期高齢者医療制度が創設されたため。

資料：『統計東久留米 平成21年版』

東久留米市国民健康保険（公営）給付状況

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
件数		480,927	516,180	541,922	559,409	570,783	
療養給付費 及び療養費	総額	7,296,181,786	8,257,630,610	8,615,221,658	9,142,080,306	9,387,434,196	
	保険者負担	5,286,123,425	6,075,351,318	6,415,789,137	6,843,931,850	6,838,035,878	
	一部負担金	1,716,204,805	1,916,068,253	1,997,729,254	2,142,853,357	2,262,257,999	
	他法負担金	293,853,556	266,211,039	201,703,267	155,295,099	287,140,319	
高額療養費	件数	5,015	6,268	7,117	9,076	10,968	
	金額	429,680,658	506,459,121	517,285,607	600,493,617	694,318,580	
その他の給付	出産育児一時金	件数	193	224	175	189	177
		金額	57,900,000	67,200,000	55,850,000	66,100,000	62,830,000
	葬祭費	件数	514	566	542	647	203
		金額	1,542,000	16,980,000	16,260,000	19,410,000	6,090,000

資料：『統計東久留米 平成21年版』

基本的な方向性

- 国民健康保険の健全な運営を図り、安心して保険制度を利用できるよう、市民への保険制度の周知に取り組むとともに、被保険者に対する適切な保険給付及び国民健康保険税賦課を実施し、公正な制度の運営に努めます。

関連する個別計画等

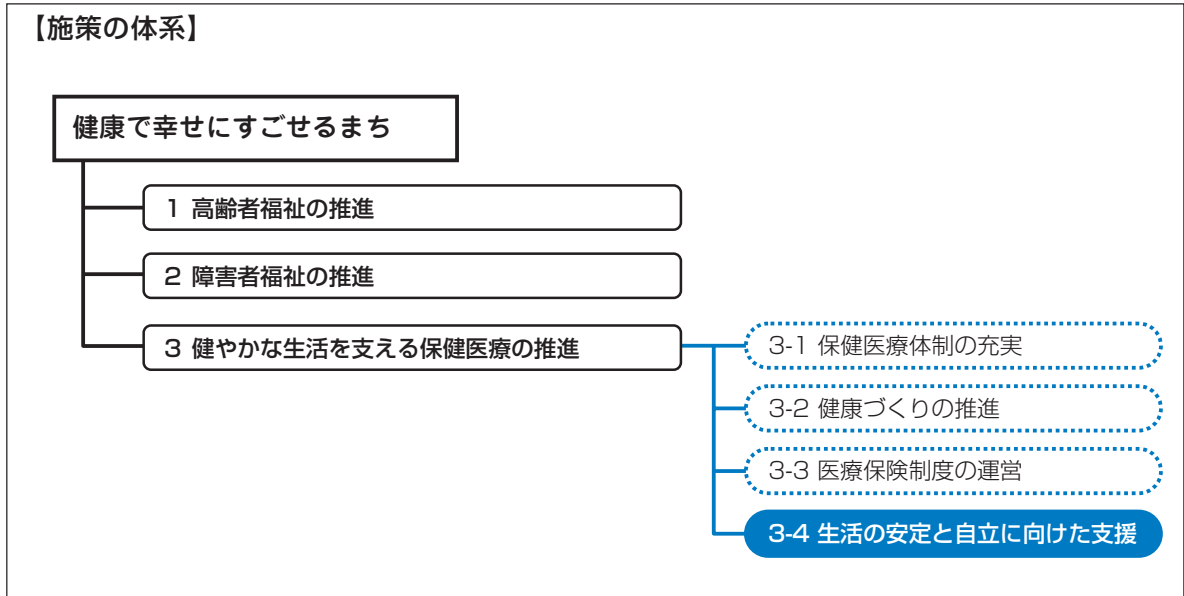
計画名等	計画等期間
東久留米市国民健康保険 特定健康診査・特定保健指導実施計画	平成20年度～平成24年度

基本的な施策

健やかな生活を支える保健医療の推進

基本的な事業

生活の安定と自立に向けた支援



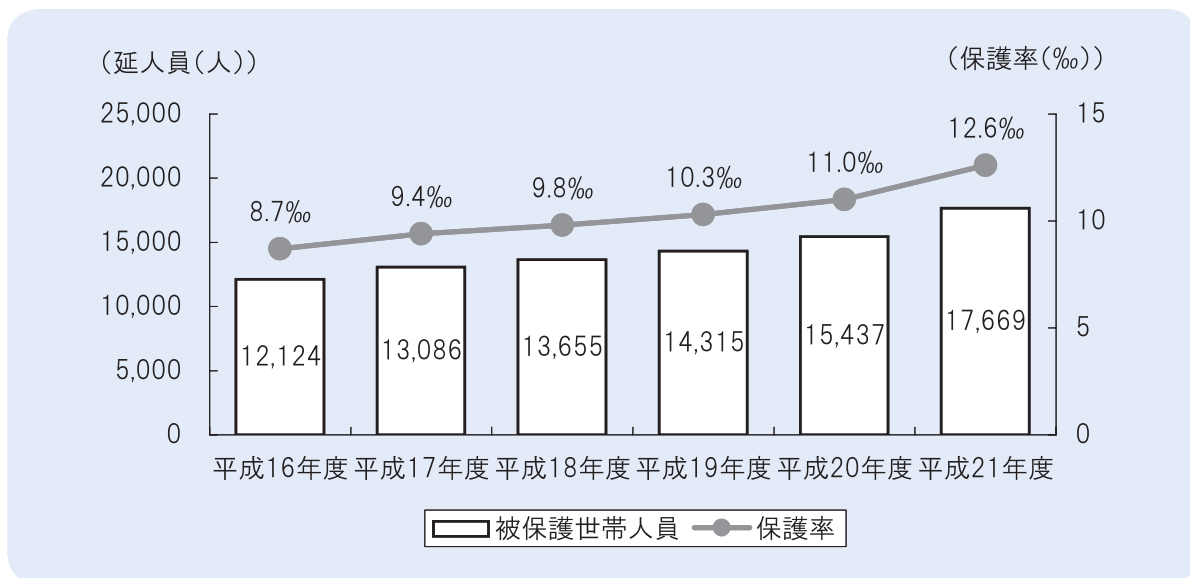
現状と課題

長期間にわたる景気の低迷、高齢化の進展などを背景に、生活保護を必要とする世帯が増加しています。こうした世帯の経済的自立の促進と生活の安定を図るため、制度の趣旨に基づき、セーフティネット*としての生活保護を適切に運営することが不可欠です。

しかし、支援が必要となっている世帯は複雑な問題を抱えているケースが多く、経済的な支援だけでは自立が困難な世帯も増えています。被保護世帯の動向や実態に応じた適正かつ効果的な支援が求められています。

生活保護制度の安定的な運営のため、今後被保護世帯の高齢化や医療扶助費の増加を注視し、対応を検討していくとともに、市民の生活安定支援にとどまらず自立につなげる支援を展開していく必要があります。

生活保護の状況



資料：福祉保健部福祉総務課

基本的な方向性

- 生活保護法に基づく制度の適正かつ適切な実施に努めるとともに、関係機関との連携による援助体制を充実し、被保護者の自立の促進を図ります。
- 生活保護を受給せざるを得ない状況になる前の住居や生活に困窮する離職者などに対し、国や東京都の行う支援策に取り組みます。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）	平成17年度～平成26年度

